

第2回 宇宙活動法の見直しに関する小委員会 議事要旨

1. 日時：令和6年10月1日（火） 13：00－15：00

2. 場所：宇宙開発戦略推進事務局大会議室

3. 出席者

(1) 委員

小塚座長、中須賀委員(座長代理)、青木委員、石井委員、木村委員、久保田委員(オンライン出席)、笹岡委員、佐藤委員(オンライン出席)、白井委員、新谷委員、原田委員(オンライン出席)、松尾委員

(2) 事務局(宇宙開発戦略推進事務局)

風木局長、山口参事官、村山参事官、大段参事官補佐

(3) 関係省庁等

文部科学省研究開発局宇宙開発利用課	原田戦略官
経済産業省製造産業局宇宙産業課	高濱課長
国土交通省航空局ネットワーク部航空戦略室	大田参事官
総務省国際戦略局宇宙通信政策課	扇課長(オンライン出席)
外務省総合外国政策局宇宙・海洋安全保障政策室	岡崎主査(オンライン出席)
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 安全・信頼性推進部	
システム安全・軌道利用安全推進ユニット	吉原ユニット長

4. 議事要旨

(1) 多様な宇宙輸送システムに対する制度の在り方について

- 内閣府宇宙開発戦略推進事務局より、資料1-1に基づき、検討課題と論点について説明を行った。
- TMI 総合法律事務所より、資料1-2に基づき、打上げ及び再突入に係る主要国の宇宙法制度について説明を行った。

(2) 宇宙活動法の見直しに向けた要望等について

- 兼松株式会社より、資料2-1に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。
- 株式会社 ElevationSpace より、資料2-2に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。
- 将来宇宙輸送システム株式会社より、資料2-3に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事項について説明があった。
- AstroX 株式会社より、資料2-4に基づき、宇宙活動法の見直しに向けた要望事

項について説明があった。

(3) 質疑応答・意見交換について

委員からは、以下のような意見があった。

- 再突入行為について、現行の宇宙活動法でカバーされていない部分があるのであれば、少なくとも許可制度を及ぼした方がよいが、再突入に係る政府補償制度については実務的・技術的な困難性も含めた検討が必要。
- 再使用型ロケットの着陸行為について、打上げ許可の下、許可基準等を整理し、事業者の事業活動がスムーズに進むようにすべき。
- 日本人・日本企業が国外で行う打上げ・再突入等について、少なくとも全く規制が及ばなくてよいのかという場面はあるが、事業者に二重の負担とならないよう慎重な検討が必要。
- 打上げについては、定義や始点・終点を明確化すべき。

以上